

下関商工会議所  
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性職員が仕事と生活を両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

2. 当所の課題及び目標

女性の労働者の割合が多く、女性管理職の割合も4割を超えているが、男女の継続勤務年数については、国の目標を下回っている。引き続き女性をはじめ職員全員が働きやすい環境づくりを推進していく。

3. 取組内容と実施時期

目標1：令和5年3月までに年次有給休暇の取得率を年間80%以上とする。

- ・令和2年4月 管理職を対象に年次有給休暇の計画的付与をテーマにした会議を開く。
- ・令和2年5月 年次有給休暇の計画的付与を実施する。
- ・令和3年4月 年次有給休暇取得実績を公開する。

目標2：女性管理職登用に向け、早期からのキャリア意識形成と計画的な人材育成を実施する。

- ・令和2年4月～令和5年3月
  - ① 本人の意識高揚を図るためキャリア意識形成に資するセミナーの受講を積極的に勧める。
  - ② 管理職向け研修への受講を積極的に勧める。